

## 共同研究事業実施要領

(第1種共同研究補助金A、B、第2種共同研究補助金)

### (通則)

第1条 本事業は、北関東産官学研究会が地域の産官学が連携して推進する共同研究を支援する事業である。

### (目的)

第2条 本事業は、大学等の研究機関や企業において、実用化されずにいる研究成果・基礎技術を大学等の研究機関と企業で共同研究を実施し、実用化することを支援することにより、地域の産業振興及び大学等の研究機関の発展を図ることを目的とする。

### (実施方法等)

第3条 共同研究の応募資格は、大学等研究機関の研究者及び企業の研究担当者全員が北関東産官学研究会の会員であること。非会員の場合には、採択の時点で北関東産官学研究会へ入会すること。

2 北関東産官学研究会は、地域にある研究成果の実用化に必要な大学等の研究機関と企業との共同研究に対し、審査委員会の議を経て、委託先（以下「受託者」という。）を決定する。

3 共同研究を受託した企業は、研究者の所属する大学等の共同利用研究センター等を通して契約を行い、規程に基づいて共同研究を実施すること。

4 配分を受けた受託研究費は、研究者の所属する大学或いは公設試験場等へ全額納付し、経理を委任したうえで共同研究を実施すること。

### (申請)

第4条 本事業を受託しようとする者は、共同研究申請書（第1種共同研究補助金Aは、様式1及び4、第1種共同研究補助金Bは、様式2及び4、第2種共同研究補助金は、様式3及び4）を提出するものとする。

2 提出された書類の返却は行わないものとする。

### (秘密の保持)

第5条 提出書類は本事業のためにのみに利用し、北関東産官学研究会は本事業で知り得た情報を一切他にもらしてはならない。但し、研究の実施が決定したものにては、原則として内容を公表することができるものとする。

### (受託者の決定)

第6条 申請のあった者のうちから、審査委員会の審査を経て北関東産官学研究会の会長が、受託者を決定するものとする。

### (研究費の範囲)

第7条 北関東産官学研究会が負担する研究費の範囲は、研究の遂行に必要な経費（試験研究費及び調査費）とし、以下のとおりとする。

- ①消耗品費
- ②旅費
- ③謝金
- ④その他直接経費

なお、試験研究費は機器設備等の備品購入に充当できない。但し、第1種共同研究補助金A、Bの試験研究費については試験研究用の備品を申請額の50%以内の金額で購入することができるものとする。

また、旅費及び謝金は受託費の10%以内とすること。但し、外国旅費は助成対象外とする。  
(変更申請)

第8条 受託者が研究計画を変更する場合は変更申請(様式6)を行い、北関東産官学研究会の承認を受けなければならない。

(研究成果)

第9条 研究期間(委託契約期間)6ヶ月経過後に、共同研究の受託者は中間報告書(別紙1)を提出し、場合によっては実地視察を受けること。

2 研究期間(委託契約期間)の終了後30日以内に、共同研究の受託者は研究完了報告書(様式5)を北関東産官学研究会に提出すること。

3 共同研究受託者は、研究期間(委託契約期間)の終了後60日以内に、成果報告書及び具体的な成果を北関東産官学研究会に提出すること。

4 共同研究受託者は原則として研究期間(委託契約期間)の終了後2年以内に、研究会で主催する共同研究事業成果発表会に参加し、研究成果を発表すること。また、研究会の技術情報誌“hikalo”に掲載すること。

5 共同研究受託者は、補助事業実施年度の終了後3年間、事業化状況報告書(様式7)を北関東産官学研究会に提出すること。

(知的所有権の帰属並びに研究成果の配分)

第10条 研究成果として知的所有権が発生した場合の帰属については、北関東産官学研究会の覚書に基づき、北関東産官学研究会と受託者が協議のうえ、委託契約書の中で定めるものとする。

2 研究成果として商品化・事業化に成功し得たときには、研究成果の配分について北関東産官学研究会と受託者が協議して決定するものとする。

(その他)

第11条 北関東産官学研究会の規定及び本要領に定めない事項が発生したときは、受託者と北関東産官学研究会とで協議し、本事業の趣旨に照らし誠意をもって解決に努めるものとする。

附 則

この要領は、平成13年7月24日から施行する。

連 絡 先	特定非営利活動法人北関東産官学研究会
	〒376-0024 桐生市織姫町2番5号 TEL:0277-46-1060 FAX:0277-46-1062 E-mail: news@hikalo.jp